

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令及び排他的経済水域における海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令の一部を改正する政令案要綱

第一 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の改正

- 1 総トン数四百トン以上又は最大搭載人員十六人以上の国際航海に従事する船舶からふん尿又は医療区域内において生ずる汚水の排出海域及び排出方法に関する基準を改めることとする。 (第二条、第三条及び別表第二関係)

- 2 その他所要の改正を行うこととする。

第二 排他的経済水域における海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令の改正

排他的経済水域にある外国船舶のうち国際航海に従事するものに、ふん尿等の排出規制を適用することとする。 (第二条第四項関係)

第三 附則

- 1 この政令は、平成十五年九月二十七日から施行することとする。 (附則第一条関係)

2 この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めることとする。 (附則第二条関係)